

政府「緊急雇用対策」に関する課題等

平成21年11月19日

全国知事会 景気・雇用・地域活性化プロジェクトチーム

I 貧困・困窮者支援

1 ワンストップ・サービス・デイの実施

(1) 既存事業との役割分担

- ・ 各自治体が設置している「求職者総合支援センター」等では、既にハローワークと連携した職業相談・紹介の他、生活資金の貸付制度、生活保護、公営住宅等に関する情報提供等を行っており、役割分担を明確にする必要がある。
- ・ 「ワンストップ・サービス」及び「年末年始の生活総合相談」は、求職中の貧困・困窮者を対象としていることから、国が責任を持って主体的に実施することとし、既存の自治事務であるホームレス対策事業とは明確に区分する必要がある。
- ・ 地域自殺対策緊急強化基金を活用した対面型相談支援事業など、各自治体に対してハローワークへの職員派遣を求める内容の事業が複数あることから、早急に各事業間の重複を整理し、より効率的、効果的に実施する必要がある。

(2) 人材・人員の不足等

- ・ 生活保護等の相談・申請件数の激増や生活福祉資金に係る制度改正、新型インフルエンザ対策等の業務により、関係職員の業務量は増大しており、派遣に充てる人的余裕がない。

(3) 財政負担

- ・ 各自治体等の人員が大幅に不足している状況において、通常業務にも支障を来さないようにするため、当該事業の実施に伴い新たに生じる人件費について全額国庫負担とするなど、確実な財政措置を講じる必要がある。
- ・ 現在、生活保護に関する地方の負担割合は4分の1とされているが、当該事業により対応した生活保護のうち、住居のない者に係る経費は、全額国庫負担とするなど、自治体に過大な負担が生じないようにする必要がある。

(4) 試行実施結果の検証

- ・ 定期開催や年末年始の開催に向けては、試行実施した結果を十分に検証し、地方の意見を踏まえ、適宜見直す必要がある。

(5) 広報による周知の徹底

- ・ 対象者や対応する範囲を明確にし、混乱が生じないよう住民に十分な周知を図る必要がある。また、広報の内容・方法等については事前に自治体とも協議の上、決定する必要がある。

2 住まい対策等

(1) 補助・融資期間

- ・ 現在の住まい対策は、補助及び融資期間が6ヶ月以内に限られており、新たな常時雇用先を見つけるには不十分である。安定的な賃借人を求める多くの賃貸事業者から協力を得ることも難しく、仮に協力が得られても6ヶ月の定期借家契約とならざるを得ない。契約期間終了時には住居を失うことになりかねないため、一定の条件の下、融資・補助期間の延長を認めるなど、柔軟な対応を図る必要がある。

(2) 必要な住戸数の把握と確保

- ・ 今後発生が見込まれる離職者数や住宅困窮者数を把握し、必要とする住戸の数を国的に的確に明示する必要がある。また、公営住宅等は多数の入居待機者が常態化している現状を踏まえ、まずは、可能な限り国の責任において住居を確保するとともに、地方が提供する住宅への入居者に係る家賃の減額・免除や滞納処理については、国が全額補填する必要がある。

(3) 利用可能住戸の的確な情報提供

- ・ 現在、月末時点の利用可能住戸をハローワークに提供しているが、翌月末まで情報が更新されないため、よりリアルタイムでの情報提供が必要である。

II 新卒者支援

1 地方との緊密な連携

- ・ ハローワークへのジョブサポーターの緊急配備など新規事業の実施に当たっては、ジョブカフェ等における若年者向けカウンセリングや合同企業説明会など、既に地方が主体となって実施している事業や地域の学校との連携を図る必要がある。

2 地域的な偏りへの配慮

- ・ 地域的な偏りをなくし、就職機会の増加につなげるには、複数のハローワークが合同で、時期をずらして就職面接会を開催するなど、きめ細かな配慮が必要である。

3 教育訓練給付制度

- ・ 学卒未就職者の就職を促進するためには、資格取得が有効であるが、現在、国の教育訓練給付制度では、学卒未就職者は助成の対象となっていない。

Ⅲ 雇用維持・中小企業支援

1 雇用調整助成金の支給要件

- ・ 雇用調整助成金については、再度の出局に対する支給要件の緩和や支給に要する処理期間の設定、申請様式の改正などに止まっており、その効果は限定的と考えられる。「早急に検討する」とされている生産量要件の緩和等についても、速やかに実行する必要がある。

2 雇用保険の適用基準等

- ・ 雇用保険法については、適用基準や受給資格要件の緩和、給付日数の延長等の制度改正が行われたところであるが、適用基準の更なる拡大や受給満了者等の生活・就労支援策の拡充が必要である。

3 条件変更対応保証（仮称）

- ・ 「中小企業金融円滑化法案」を補完する制度として、公的融資や保証を受けずに民間金融機関だけと取引する企業を対象とする「条件変更対応保証(仮称)」を創設するに当たっては、地方に財政負担を生じることのないよう、国が確実な財政措置を行う必要がある。

Ⅳ 介護分野における雇用創造

1 他の介護職員との公平性等

- ・ 「働きながら資格をとる」介護雇用プログラムの新設に当たっては、現在、介護現場で働きながら資格取得を目指している者との公平性に配慮する必要がある。
- ・ 介護雇用プログラムでは介護福祉養成機関で学びながら働くこととされているが、養成機関の数は限られており、プログラムを利用できる施設（職員）が限定される可能性が高い。

2 既存事業との整合

- ・ 既に今年度から実施している介護福祉士養成訓練や、介護福祉士等修学資金貸付事業等との整合が図られるよう、制度の枠組みを早急に示す必要がある。

3 介護職員処遇改善交付金

- ・ 介護職員処遇改善交付金事業の対象職種が限定されていることから、事業所内でのバランスを欠いている。
- ・ 同交付金の事業期間は平成23年度までとされているが、引き続き処遇改善に向けた抜本的な取組が必要であり、その際には、被保険者や地方自治体の負担が増加しないよう、国が確実に財政措置を講じる必要がある。

V 緊急雇用創出事業等の運用改善と前倒し執行

1 運用改善

- ・ 各種基金事業等については依然として要件が厳しく、地方の実情に応じた運用が困難となっていることから、地方の裁量により主体的かつ弾力的に取り組むことができるよう、事業要件を撤廃又は大幅に緩和する必要がある。→ **別紙**

2 前倒し執行

- ・ 事業の前倒し執行による雇用創出数（目安）が示されたが、本来、基金事業は自治体に運営が任されているものであり、各地域の実情に応じた執行判断を優先させるべきである。

VI 地域雇用戦略会議（仮称）の設置

1 各都道府県における協議組織等

- ・ 既に全都道府県において緊急雇用対策本部等を設置しているほか、多くの自治体で市町村や経済団体、労働団体等を含めた協議組織を立ち上げ、地域の実情に応じた様々な雇用対策等に積極的に取り組んでおり、それらの実態に即した柔軟な対応が必要である。

2 アクションプランの策定等

- ・ 地域ごとの重点雇用分野の設定や雇用見通し、アクションプランの策定等を各自治体に依頼することが検討されているが、多くの自治体では、既に独自の緊急雇用対策等を策定し実行に移しており、プラン策定の必要性も含めて地域の判断を優先すべきである。